

○和泉市人権擁護審議会規則

平成9年11月18日

規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市人権擁護に関する条例（平成9年和泉市条例第17号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定に基づき、和泉市人権擁護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例第8条第1項に規定する調査その他人権擁護に関する重要事項を調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体代表者
- (3) 人権問題に関し経験を有する者
- (4) 公募市民

(平9規則31・平15規則41・平21規則39・一部改正)

(任期)

第4条 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長1名及び副会長2名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(平12規則39・一部改正)

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(審議会の招集の特例)

第7条 会長は、災害その他の理由により審議会を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(令2規則42・追加)

(関係者の意見聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(令2規則42・旧第7条繰下)

(秘密の保持)

第9条 審議会の委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(令2規則42・旧第8条繰下)

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、人権政策担当課において行う。

(平14規則29・平14規則46・一部改正、令2規則42・旧第9条繰下)

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(令2規則42・旧第10条繰下)

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に招集される審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、市長が行うものとする。

附 則 (平成9年規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１２年規則第３９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１４年規則第２９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１４年規則第４６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１５年規則第４１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２１年規則第３９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和２年規則第４２号）

この規則は、公布の日から施行する。